



令和 8 年度アップル保育園久代 重要事項説明書

アップル保育園 久代 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	株式会社K E Gキャリア・アカデミー
所 在 地	和歌山県和歌山市友田町2丁目145番地
電 話 番 号	073-421-1112
代表者氏名	代表取締役 角野 寛典

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	アップル保育園 久代
施 設 の 所 在 地	兵庫県川西市久代2丁目5-37
連 絡 先	電話 072-759-1101 FAX 072-759-1102
管 理 者	園長 山崎 るり子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児 6人 2歳児 7人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 13人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成31年4月1日
事 業 所 番 号	0011705

3 施設の目的・運営方針

アップル保育園久代（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	木造 1 階の 1 階部分地上 1 階建て
	延べ面積	170.04 m ²
屋外遊戯場		第三公園など

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
保育室 (又は遊戯室)	1 室	うさぎ組 (2 歳児クラス) りす組 (1 歳児クラス) ひよこ組 (0 歳児クラス)
調理室	1 室	
乳幼児用手洗い	3 か所	
職員用手洗い	1 室	
沐浴設備	1 か所	乳幼児トイレ内に設置
事務所	1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）

令和 8 年 4 月 1 日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、任命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる				
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	11	5	6	
調理員	給食、おやつを調理する	2	1	1	

当園では、「川西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年 4 月 1 日川西市条例第 101 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（9：00～ラスト）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～20：00 シフト制）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～20：00 シフト制）
調理員	正規の勤務時間帯（7：00～20：00 シフト制）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

その他利用園児がいない場合は協力日として休園致します。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は弊社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

10 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別表**（P7に記載）に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 延長保育に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、**別表**に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

医療機関の名称	たけもと小児科
医院長名又は医師名	竹本 博行
所在地	兵庫県川西市栄町 13-8
電話番号	072-759-6100

(2) 歯科

医療機関の名称	よしの歯科クリニック
医院長名又は医師名	芳野 博
所在地	兵庫県川西市久代 4 丁目 2-10
電話番号	072-756-8214

(3) 耳鼻科

医療機関の名称	阪本耳鼻咽喉科医院
医院長名又は医師名	阪本 仁子
所在地	兵庫県川西市栄根 2 丁目 16-3
電話番号	072-759-4136

(4) 眼科

医療機関の名称	さいとう眼科
医院長名又は医師名	斎藤 義博
所在地	兵庫県川西市栄根 2 丁目 6-32V ビル 4F
電話番号	072-759-0300

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・非常警報器具・設備 有 ・スプリンクラー 無 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有 ・消火器 有 ・誘導灯 有 ・避難器具 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に2回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 ・ご利用時間 7:00～20:00 ・電話番号 072-759-1101 - F A X 072-759-1102 担当者が不在の場合は、当園職員にお申し出ください。
第三者委員	・岡本 正 エコール KOBE 名誉学園長 ・舩木 武裕 和歌山県印南町 元教育長
兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	・所在地 兵庫県神戸市中央区坂口通2丁目1-1 ・電話番号 078-242-6868

- ※ 当園では上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。
- ※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載します。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	傷害総合保険
保険の内容	当園の管理下において、園児が急激かつ偶然な事故によりケガをされた場合に補償
保険金額	死亡・後遺障害 1名 100万円

保険の種類	スポーツ振興センター
保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
保険金額	負傷・疾病 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 障がい見舞金 ・3,770万円～82万円 死亡見舞金 ・1,400万円～2,800万円 ※詳細はスポーツ振興センターHP参照

20 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	毎年度実施	令和3年度より実施予定
自己評価の実施状況	毎年度実施	令和3年度より実施

21 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記

22 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
備 品 費	帽子 (1040 円) れんらくノート (180 円) スポーツ振興センター加入 (365 円)	合計 1585 円

時間外保育に係る利用者負担金

保育標準時間・短時間認定に係る時間外保育料		
1 か月 (18 時～19 時)	(月 額)	3,800 円
60 分		1,000 円
30 分		500 円
1 か月 (18 時～20 時)	(月 額)	7,600 円
朝：短時間認定		
短時間認定	(7:00～8:30)	1,500 円
	16：30～30 分単位で	500 円